

うるま市津堅島農業集落排水接続補助金交付要綱

令和3年3月19日
告示第57号

(趣旨)

第1条 この告示は、うるま市津堅島の農村生活環境の向上、公共用水域の水質汚濁の防止及び農業集落排水処理施設の円滑な事業の推進を図るため、排水設備工事(新築工事を除く。)を行う者に対し、その工事費の一部を予算の範囲内においてうるま市津堅島農業集落排水接続補助金(以下「補助金」という。)として交付するものとし、その交付に関しては、うるま市補助金等交付規則(平成17年うるま市規則第47号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業集落排水処理施設 浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条第1項第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 排水設備 うるま市農業集落排水処理施設条例(平成17年うるま市条例第120号。以下「条例」という。)第2条第1項第3号に規定する排水設備をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 浄化槽法第2条第1項に規定する浄化槽をいう。
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) くみ取り式便所 貯留された汚物を後でくみ取る方式の便所をいう。
- (6) 補助対象工事 農業集落排水処理施設の処理区域内で合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を廃止して行う排水設備工事で、申請年度の1月末日までに完了する工事をいう。
- (7) 排水設備計画確認申請書 うるま市農業集落排水処理施設条例施行規則(平成17年うるま市規則第128号。以下「規則」という。)第2条に基づく排水設備計画確認申請書をいう。
- (8) 施設の使用開始届 規則第5条に基づく施設の使用開始届をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象工事を行う建物の所有者若しくは居住者又は土地の所有者
 - (2) 国、県又は市の行う他の同様な制度による補助又は扶助を受けていない者
 - (3) 条例第4条第3項の規定により市長の確認を受けている者
 - (4) 市税を滞納していない者
 - (5) 第1号に規定する建物又は土地の所有者が申請者と異なる場合は、当該建物又は土地の所有者の同意を得ている者
- 2 建物又は土地の所有者の名義が共有している場合は、共有者のうち1人を補助対象者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、市長が特別に認めた場合は、補助対象者としてすることができる。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助対象者が補助金の交付を申請しようとするときは、津堅島農業集落排水接続補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の見積書の写し
 - (2) 補助対象工事の着手前の写真
 - (3) 排水設備計画確認申請書の写し
 - (4) 市税の完納証明書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 第3条第1項第5号の場合において、補助対象者が補助金の交付を申請しようとするときは、津堅島農業集落排水接続工事同意書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めるときは、津堅島農業集落排水接続補助金交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 申請内容が適当と認められない場合は、津堅島農業集落排水接続補助金不交付通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(辞退届)

第7条 [前条第1項](#)の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)が、交付決定を辞退しようとする場合は、津堅島農業集落排水接続補助金交付辞退届出書([様式第5号](#))を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助決定者は、[条例第7条第1項](#)に規定する工事完了検査に合格した後、津堅島農業集落排水接続補助金実績報告書([様式第6号](#))に[次の各号](#)に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る領収証の写し(収入印紙が貼ってあるもの)
- (2) 排水設備工事完了届の写し
- (3) 施設の使用開始届の写し
- (4) 補助対象工事に係る工事状況の写真(着手前、施工中及び完了後のもの)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、[前条](#)の実績報告が、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、津堅島農業集落排水接続補助金確定通知書([様式第7号](#)。以下「確定通知書」という。)により補助決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 補助決定者は、[前条](#)の規定により確定通知書を受けたときは、津堅島農業集落排水接続補助金請求書([様式第8号](#))を市長に提出しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定により提出された請求書に基づき、補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第11条 市長は、補助決定者がこの告示に違反したときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 [前項](#)の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、津堅島農業集落排水接続補助金交付決定取消通知書([様式第9号](#))により補助決定者に通知するものとする。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

合併処理浄化槽を設置している建物	単独処理浄化槽又はくみ取り式便所を設置している建物
補助対象工事費が75,000円以上の場合75,000円	補助対象工事費が150,000円以上の場合150,000円
補助対象工事費が75,000円未満の場合当該工事費の額	補助対象工事費が150,000円未満の場合当該工事費の額

備考 当該工事費の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。